

2022年10月吉日

お客様 各位

伊達信用金庫

預金残高5,000円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、2022年10月3日より、個人および個人事業主のお客様を対象に、預金残高5,000円未満の口座解約手続きについて、通帳および顔写真付き本人確認書類のご提示により、お届け印の押印を不要とし、ご本人様の署名のみで解約できるように手続きを簡素化いたします。

また、各種預金規定についても、下記のとおり改定いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 印鑑不要化の手続き内容

取扱開始日	・2022年10月3日（月）
対象となるお客様	・個人および個人事業主の方
対象となる預金	・普通預金口座 ・貯蓄預金口座 ・納税準備預金
対象となる要件	・預金残高が5,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・通帳 ・キャッシュカード（発行している場合のみ） ・顔写真付公的確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 従来どおり通帳およびお届け印での手続きもお取り扱いいたします。

※ 解約口座の他に出資金等がある場合等、お取引の内容によりお届け印が必要になる場合がございますのでご了承ください。

2. 預金規定の改定

(1) 「印鑑不要化」によるご解約手続きの取扱開始に伴い、次の預金規定を改定いたします。

- ① 普通預金規定
- ② 貯蓄預金規定
- ③ 納税準備預金規定

(2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、次の預金規定に「取引の制限等」を追加いたします。

- ① 総合口座取引規定
- ② 納税準備預金規定

※ 各預金規定につきましては、当金庫ホームページにてご確認ください。

以上



伊達信用金庫